

市登録業者の皆様へ

## 入札契約制度の見直しについて

本市においては、これまでも関係法令の改正や国・県等の状況を踏まえ、適宜、入札契約制度の見直しを行っておりますが、この度、次のとおり制度を見直しましたのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、現在、契約課が実施する物品購入も含めた全ての契約は、原則として郵便等による入札となりますのでご注意ください。

### 1 建設工事における社会保険等未加入対策の拡充

これまで、本市と直接契約する元請負人及び一次下請負人から、法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していない事業者を除外する取り組みを進めてきたところですが、本年4月からは、元請負人が社会保険等に未加入の事業者と全ての下請契約を締結することを原則として禁止します。なお、法令により社会保険等への加入義務を負わない事業者は除きます。

また、元請負人は、下請負人が社会保険等に参加するために必要な法定福利費を確保した下請契約を行うとともに、契約締結後14日以内に提出することとなっている「工事費内訳明細書」に、設計図書に基づく社会保険等に係る法定福利費を明示して提出することとしましたので、ご協力をお願いします。

### 2 時限措置を設けた入札・契約制度（施工確保対策）の終了

本市では、東日本大震災からの早期復旧・復興を図る観点から円滑な工事の施工に資するため、時限措置を設けた入札・契約制度の取扱いを実施してきましたが、これらの制度につきまちは「復興・創生期間」の終期に合わせ、令和3年3月31日をもって終了します。

なお、国に準ずる取扱いについては、引き続き国の法令やマニュアル等に基づく取扱いとし、令和3年度においては、令和元年東日本台風等からの早期復旧・復興を目的として、建設工事における指名競争入札では、参加者が1者であっても入札を成立させる1者入札を認めることとします。

### 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る入札方式等の変更

契約課で行う全ての入札等について、入札当日に来庁の必要がない「郵便等による入札」に変更しています。詳しくは、「いわき市郵便入札実施要綱」をご覧ください。

### 4 契約約款の改正

工事請負契約等と同様に、測量調査設計業務委託に係る契約書と約款を分けました。

また、「工事請負契約約款」及び「物件供給契約約款」の一部改正を行いましたので、令和3年度からの契約にあたり、新しい契約約款の確認をお願いします。

### 5 実施時期

令和3年4月1日

詳しくは、ホームページをご覧ください。

担当：いわき市財政部契約課

工事契約係 0246-22-7419

物品契約係 0246-22-1136

いわき市では、建設工事にかかる入札について、令和4年度から電子入札の導入を予定しています。詳細が決まり次第、登録業者の皆様にお知らせしますのでご承知おきください。